

工業統計調査要綱（変更後）

承認期日 平成27年月日

経済産業省大臣官房
調査統計グループ構造統計室

工業統計調査要綱

1 調査の名称

工業統計調査

2 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。

工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）について行う。

4 報告を求める者

(1) 数

甲調査：約65,000事業所

乙調査：約290,000事業所

なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約590,000事業所。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

(3) 報告義務者

後記6の(2)2)①の調査においては、事業所の管理責任者。

後記6の(2)2)②の調査においては、企業の本所事業所の管理責任者もしくは、支所となる事業所の管理責任者。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

1) 甲調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑫、⑬の消費税の経理処理の状況
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ⑩ 有形固定資産
- ⑪ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ⑫ 製造品出荷額等
- ⑬ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑭ 主要原材料名
- ⑮ 作業工程
- ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑰ 工業用地及び工業用水

2) 乙調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑪の消費税の経理処理状況
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額
- ⑩ 製造品出荷額等

⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額

⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑨、⑩、⑫、⑬、⑯及び2) ⑨、⑩、⑪、は、前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。

また、5の(1)の1) ⑪は、前年の年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

① 単独事業所(本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ。)

経済産業省 - 都道府県 - 市町村(特別区においては区。以下同じ。) - 統計調査員 - 報告者

② 本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所

経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)

1) 準備調査

① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。

② 準備調査は、別紙様式1に掲げる工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)を用いて他計方式によって行う。

③ 統計調査員は、市町村長(特別区においては区長。以下同じ。)の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。

④ 市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し1部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。

⑤ 都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿の原票を調査実施年の9月30日までに経済産業大臣に提出する。

⑥ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルに準備調査名簿の内容を調査実施年の9月30日までに記録する。

⑦ 都道府県知事及び市町村長は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

2) 甲及び乙調査

①調査員調査

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を配布し、オンラインによる回答又は統計調査員による収集により市町村長が回収する方法により行う。

市町村長は、調査員によって収集された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、調査実施年の10月31日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の10月31日までに経済産業大臣に提出する。

都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

②郵送・オンライン調査

上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

なお、郵送・オンライン調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

経済センサス - 活動調査実施年を除き毎年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員調査：市町村長の定める日

郵送・オンライン調査：経済産業大臣が定める日

8 集計事項

別記1「集計事項一覧」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネットにより公表する。

(2) 公表の期日

工業統計速報は、調査実施年の翌年（2月～3月頃の予定）

工業統計表産業別統計表〔概要版〕は、調査実施年の翌年（4月～5月頃の予定）

以降、工業統計表産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、順次公表の予定。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
工業調査票甲及び乙の写し	2年	都道府県知事
準備調査名簿	1年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	2年	経済産業大臣
調査票を記録した電磁的記録	4年	都道府県知事
準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の（1）報告を求める事項」中「1）甲調査」の⑥から⑰まで及び「2）乙調査」の⑥から⑬までに掲げる事項。

13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。

別紙

準備調査名簿及び調査票の複写業務の一部委託について

経済産業大臣、都道府県知事及び市町村長が、準備調査名簿及び調査票の複写業務の一部を第三者に委託して行わせる場合には、それぞれの受託者に準備調査名簿及び調査票の秘密保護を厳守させるため、次の措置を採るものとする。

- (1) 契約書に秘密保護に関する規定を設けること。
- (2) 受託者からの誓約書の徴求、その他準備調査名簿及び調査票の秘密の保護のために必要と認める措置を採ること。

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

(1) 調査範囲からの除外

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項又は第 20 条第 2 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。ただし、避難解除等区域（避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により原子力災害対策本部長が福島県の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。）を含む調査区を除く。

- ①原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示。
- ②住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示。

(2) 調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣が定める調査区内の事業所については、経済産業大臣が直接、郵送により調査を実施する。

2 変更する期間

本調査は年次調査であるが、本変更は当面、今回の調査のみの対応とする。

3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。